

なかたね

農業委員会だより

平成 23 年

1 月

おとしぎび早期操業始まる！

◆◆◆主な内容◆◆◆

- ◇新年のごあいさつ…………… 2
- ◇農業委員活動報告…………… 3
- ◇農地法をご存じですか？…… 4～5
- ◇農業者年金…………… 6
- ◇農地保有合理化事業…………… 7
- ◇今年は農業委員選挙の年です… 8

新年のごあいさつ

Have a happy new year!

2011



中種子町農業委員会

会長職務代理者

濱脇 嘉則

新年あけましておめでとうございます。
ご家族お揃いで、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年5月に、澤園会長が突然の病気によって入院されました。その後を受けて、職務代理者として務めさせていただいております。濱脇と申します。これからも農家の皆様のお役に立てるように精一杯努力して参りますので、よろしくお願いいたします。

さて、昨年を振り返りますと、春先の低温、6月の集中豪雨の影響で、水稻・甘藷などは収量減や品質の低下がみられました。一方さとうきびは、その後の天候に恵まれ、今年も豊作となりそうです。製糖工場の操業も11月24日から始まり、順調な収穫が続くことを期待しております。

畜産においては、宮崎県で発生した口蹄疫の影響を受け、子牛セリ市が中止されるなど大変なご苦労がありました。関係者の懸命な防疫対策により、侵入を防ぐことができました。今後の子牛価格の回復をいっそう願うばかりです。

農地法の改正により、農地の面的集積を促進する農地利用円滑化事業や農地転用規制の厳格化が求められました。これを受け現在、農業委員会では、農地パトロール（利用状況調査）に力を入れています。昨年11月から3月までの間、各集落に協力員をお願いして、遊休農地の実態把握と発生防止、農地の違反転用発生防止対策などに取り組んでいます。これは、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図るためです。本年も皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

農家の高齢化、農産物価格の低迷、また農業の国際化など、農業を取り巻く環境はいっそう厳しさを増しています。今後も、行政、関係機関との連携を図りながら、委員・事務局一体となって農業・農村の振興に努めて参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

今年の豊作と皆様のご健康をご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

農地パトロールを実施



8月、農業委員12名による農地パトロールを実施し、本村・畠田地区の3カ所の遊休農地を調査しました。農業委員会では、農林水産課と連携しながら、今後35.8ヘクタールの遊休農地解消を計画しています。



農業委員先進地視察研修

平成22年1月27日から3日間の日程で、熊毛地区農業委員会連絡協議会による先進地視察研修(薩摩川内市及び熊本県人吉市)を行いました。農業機械の共同利用や農事組合設立など、今後の集落営農への取り組みの参考になりました。



熊毛地区農業委員研修会



平成22年9月29日、南種子町に於いて、1市3町の農業委員及び農業委員会職員による熊毛地区農業委員職員研修会を開催し、農業者年金の加入推進、改正農地法、遊休農地解消に向けた取り組み等について説明があり、その後、意見交換が行われました。

農業者年金受給者会総会

～今年度は書面議決～

例年6月に開催しております農業者年金受給者会総会は、宮崎県の「口蹄疫」発生により延期してありましたが、日程調整が付かず、9月8日から9月24日にかけて書面議決を行ない、賛成多数で承認されました。

農地の効率的な利用と

食料の安定供給の確保を目指す

農地法をどう存じですか？



平成21年12月15日から改正された農地法は、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地についての規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等によりその有効利用を促進することを目的としています。主なポイントは次のとおりです。



貸借規制の緩和と 地域調和要件

農地の所有については厳しい規制を維持しつつ、貸し借りについては規制が緩和されます。ただし、地域の他の農業者と適切な役割分担を行い、継続的・安定的に農業経営を行うことが求められます。

農地の権利取得によって、農地の集団化、農作業の効率化や周辺地域における農地の農業上の効果かつ総合的な利用の確保に支障が生じるおそれがある場合には、農地の権利取得の許可がされません。農業委員会のチェックを通じて、地域における農業の取り組みを阻害するような権利の取得ができなくなりました。

解除条件付きで

一般法人などの参入容認

農地の賃貸の許可については、

以下の条件を満たすときは、法人については農業生産法人要件、個人については農作業常時従事要件を満たす必要がなくなりました。

● 農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件が契約に付されていること。

● 地域における他の農業者との適切な役割分担のもとに、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

● 法人の場合、業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事していること。

※ただし、農作業に従事しない個人及び法人が貸借する場合には、毎年、農地の利用状況を農業委員会に報告しなければなりません。また、要件を満たさなくなった場合には、許可が取り消される場合があります。

**共有地が貸し借り
しやすくなります！**

農用地利用集積計画により利用権を設定する際、相続等で複数の者により共有されている農地について、存続期間が5年以内の利用権を設定する場合は、共有持分の二分の一を超える同意でよいことになり、利用権が設定しやすくなりました。

(これまででは、共有者全員の同意が必要でした)



**農地転用許可の
対象を拡大**

これまで、国や都道府県による農地の転用は、すべて許可が必要でしたが、病院や学校、社会福祉施設、庁舎、宿舍の建物は許可を必要とするものに見直されました。こうした公共施設の設置に伴う農地転用についても許可権者である都道府県知事等と協議を行う仕組みが設けられました。

また、違反転用に対する処分・罰則が強化され、個人の原状回復命令違反の場合、3年以下の懲役、または300万円以下の罰金に引き上げられました。

**農用地区域からの
除外を厳格化**

農用地区域内の農用地については、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合、同区域から除外できなくなりました。



遊休農地対策を強化

すべての遊休農地を対象とし、農業委員会の調査により利用状況を把握し、農地の有効利用の徹底を図ります。所有者等に対する指導、通知、勧告までの手続きを農業委員会が一貫して行うことにより適切に遊休農地対策が講じられるようにし、また、所有者の不明な遊休農地も利用できるようになりました。

**農地の賃貸借の
存続期間に特例**

民法の規定により賃貸借の存続期間は20年以内とされております。しかし、農地については果樹の経済樹齢等を考慮し、50年以内まで選択可能となりました。

**農地の相続等の
届出のお願い**

農地の権利を相続等(遺産分割、時効取得等)によって取得された場合は農地法の許可は必要ありませんが、農業委員会に届け出が重要です。



国民年金に加入している農業者のみなさまへ

農業者のための 公的な積立年金



しっかり積み立て! 安心して豊かな老後を! 家族みんながニコニコ笑顔!

- ①国民年金の第1号被保険者で
- ②年間60日以上農業に従事する
- ③60歳未満の方なら

どなたでも
加入できます

確定拠出型の年金です。

平成15年度から19年度までの
直近5年間の利回りの平均は **年 3.43%**

なお、新制度発足以降の6年間
の運用実績の平均は **年 2.04%**

終身年金で80歳までの保証つきです。

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

認定農業者など担い手を対象に保険料の国庫補助があります。



夫婦2人の老後、国民年金だけで十分ですか？

世帯主が65歳以上の夫婦2人で

国民年金の支給額は夫婦2人で

OUT
出る

月22.7万円

月13.2万円

IN
入る

夫婦2人の国民年金の合計は月額13万2千円(40年加入)。一方、夫婦2人の老後の生活費は、年金収入の2倍近くの月額22万7千円(平成15年・農林水産省調べ)。国民年金だけでは、老後の生活費として十分とは言えません。

お問い合わせ先

* 中種子町農業委員会

TEL 0997-27-1111 (内線 227)

* JA種子屋久くまげ地区本部

TEL 0997-27-1211

農地の管理は大丈夫？

農地保有合理化事業とは、農地保有合理化法人（鹿児島県地域振興公社）が、規模縮小をしたい農家から農地を買い入れや借り受けをし、意欲がある認定農業者に売り渡しや貸し付けを行う事業です。

農地の売買・貸借の中間に公的機関である農地保有合理化法人が介在し、経営規模拡大や農地の集団化を支援します。

農地保有合理化法人を活用すれば 次のようなメリットがあります

農地をみたい方

（認定農業者）

- 低利の資金が、優先的に借りられます。
- 5年以内は貸借契約により農地を活用できます。
- 登録免許税・不動産取得税が一部軽減、控除されます。

農地を借りたい方

（認定農業者）

- 借入期間中は安心して耕作ができます。
- 賃借料は年払いになります。

農地を売りたい方

- 譲渡所得が800万円、買入協議制度による場合は1500万円まで特別控除され、所得税が軽減されます。
- 代金は契約次第、速やかに確実にお支払いいたします。

農地を貸したい方

- 3～5年分の賃貸料の前払いが受けられます。
- 貸付期間満了時には、トラブルの心配もなく確実に土地が戻ります。

担当地区 農業委員名簿

氏名	電話番号	担当集落	氏名	電話番号	担当集落
澤園 行徳	27-0261		鮫島 時則	27-1503	満足山・畠田・高峯 阿保
馬場 隆次	27-2351	中之町・池之平・二十番 秋佐野・戸畑・向井町	雨田 勇	27-0551	池之向・松原・伏之前
園中 勝弘	27-0328	大平・原之里・平鍋 春田・宝来	濱脇 嘉則	27-2805	下田・伊原・横町 栄町・大牟礼
石堂 季男	27-1782	中山・郡原・古房	小山田 和己	27-9273	塩屋・新町・熊野・本村 今熊野・長谷・原尾 衣之平
赤坂 寅秀	27-2208	田島・東目・中田・西之山 屋久津・梶潟	鮫島 安平	27-1973	上方・旭町
鮫島 達	27-7563	牧川・浜津脇・砂中・広野 上之城・坂元・竹之川 深久保	下村 直義	27-2791	竹屋野・町山崎・阿曾 広ヶ野
下村 満州雄	27-1458	西之町・美座・向町・女洲 輪之尾・東之町・阿高磯	※農業に関するお悩みは、各担当地区委員へお気軽にご相談ください。		

今年は 農業委員選挙の年です

農業委員会委員選挙人名簿は、農家の皆さんから提出していただいた申請書をもとに作られます。この名簿に登載できる方は、次の要件を満たしていることが必要となります。

■平成23年1月1日現在において、中種子町に住所を有していること

■平成23年3月31日現在において、満20歳以上の方で次の①、②のいずれかに該当する方

①平成23年1月1日現在において、10アール（1反）以上の農地を耕作している農業経営主

②農業経営主の配偶者・同居の親族で年間60日以上、耕作に従事している方

選挙人名簿 登載申請を お忘れなく

*要件を満たしているのに、申請書が届かない方や申請書を紛失された方は農業委員会にご連絡ください。

*なお、要件を満たしていても申請書を提出されなかった方は、農業委員の選挙権・被選挙権がありませんのでご注意ください。



●地方版で身近なニュースもお伝えしています。

●毎週金曜日発行

●購読料 月額600円（税込み）

●購読の申し込みは農業委員会または、お近くの農業委員へお気軽にご連絡ください。



全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が農業者の立場に立って編集・発行している「農家のための情報紙」です。みなさんの購読のお申し込みをお待ちしています。



平成22年12月22日

発行・編集：中種子町農業委員会

TEL 0997-27-1111（内線227・277）FAX 0997-27-3634

なかたね 2011.1
農業委員会だより